

整形外科では 2人主治医制 を導入しています

患者さん1人に対し、
地域のかかりつけ医と聖隷佐倉市民病院の整形外科医、

2人の主治医が

互いに連携しながら治療を行います。

かかりつけ医

〇〇医院

- ・ 初期治療
- ・ 薬剤定期処方
- ・ リハビリ



紹介状
診療情報提供書

聖隷佐倉市民病院
整形外科



- ・ 高度な検査、治療
- ・ 入院を必要とする検査、手術

※2人主治医制は整形外科のみでの取り組みとなります。

お問い合わせ



社会福祉法人 聖隷福祉事業団

聖隷佐倉市民病院

〒285-8765 佐倉市江原台2-36-2

地域医療連携室

☎ 043-486-5511 (直通)

☎ 043-486-1151 (代表)

受付時間 平日 8:30~17:00

